



2016年12月15日
第598号

1部10円(組合員は組合費を含む)
郵便振替00960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)

発行人 大橋 裕子

連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

第2弾 学校のブラック化に一撃! 非常勤講師の賃金未払いで 労基署が豊中市教委に是正勧告

賃金未払いについて豊中支部所属の組合員(当時市費非常勤講師)が10月13日付けで労基署に違反事実の申告を行いました。同月20日、豊能地区を管轄する淀川労基署が豊中市教委に調査に入り、11月16日に労基署から豊中市教委に対して賃金の未払い(労基法第24条違反) 労働時間を賃金台帳に記入していなかった(同法第108条違反)として是正勧告が出されました。

労基署の判断は

労基署は「賃金の一部(授業以外の労働に対する賃金)を支払っていない」(勧告書)のは労基法第24条に違反すると明確に認定し、12月9日までに支払いを済ませよう市教委に勧告しました。また、労基署による調査の中で、賃金台帳に労働時間数等の法定記載事項を記入していないことが摘発され、来年1月20日までに是正するよう併せて勧告が出されました。

労基署が違反を明確に認定

豊中市教委は、非常勤講師の業務内容を「教科の授業(付随する準備や評価を含む)」とながら、授業時数分の労働時間しか明示せず、所定労働時間外の「準備や評価に費やした労働時間」に対して賃金を支払っていません。

労基署が認定した「授業以外の労働」とは、授業に付随する準備や評価に他なりません。市教委が「準備や評価は授業に含む」と主張しても、

その労働に対して賃金を支払わないのは違法と判断されたわけです。組合員の申告によって、市教委は授業の準備や成績評価など、授業以外の労働に対して賃金を支払うことになりました。

反省のそぶりもない市教委

しかし、勧告後に支部が行った団体交渉の中で、勧告に従って追加賃金を支払ったにもかかわらず、市教委は相変わらず「時間外労働は発生しない」と言い張っています。業務内容として授業の準備・評価を含むにしても、所定時間外労働が発生した場合、それに対して賃金を支払う義務があります。労基署が出した是正勧告のポイントはそこにあり、市教委が言うように「時間外労働が発生していない」のなら是正勧告は出なかったはず。市教委にその点が理解できないはずはなく、そこを認めると府教委や他市教委との関係が「終わってしまう」ことに対する恐怖心があるだけです。

法を守るべき人が法を理解していない

市教委は新聞記者の取材に「各学校に労働時間数の報告を求めていなかった」と事実と違う説明をしています。給与計算のため学校から市教委へ毎月送る出勤簿に出退勤時刻が記録されていることから、市教委が労働時間を正確に把握しようと思えば出勤簿をもとに計算できます。学校に責任があるかのように言い逃れ

講師賃金未払いで 豊中市教委に勧告

淀川労基署

豊中市立中学校の非常勤講師1人に賃金の一部未払いがあったことが分かった。非常勤講師からの申告を受け、淀川労働基準監督署が豊中市教委を調査した。同市教委では、非常勤講師の賃金台帳に正確な労働時間数を記入していなかったことも分かり、労基署が合わせて是正勧告をした。市教委などによると、是正勧告は中学校で美術を教えていた非常勤講師1人に

8660円を支払ったという。また、市教委では、非常勤講師の報酬を、準備なども含めて1授業(中学校50分、小学校45分)2860円としており、賃金台帳には授業数のみを記入していた。各学校には労働時間数の報告を求めていなかったという。

市教委は「適正な対応を取れていなかったと真摯に受け止めている。再発防止に取り組みたい」とした上で、「授業数に基づく報酬体系が否定されたわけではない」としている。(吉村治彦)

朝日新聞
2016年12月8日付朝刊

をしています。また、「授業数に基く報酬体系が否定されたわけではない」と的を外れたコメントをしています。「授業以外の労働に賃金を支払っていない」(勧告書)ことについては是正勧告が出たのだから、賃金計算や支払方法の「報酬体系」について適否が問われたわけではありません。「報酬体系」が労基法違反なのではなく、準備や評価に費やした労働時間に対して賃金を支払わなかったことが労基法違反と認定されたのです。

監査委員も適法と判断

今年7月に支部が行った住民監査請求では「授業実施以外の業務であったとしても、

市講師として行った一定の業務に対して支払われた報酬は、条例に基づく支給であり、市への損害はない。」(9/2監査結果)として、監査委員も授業以外に報酬を支払うことは条例に違反しないと判断しています。このことから「授業数に基く報酬(単価×授業コマ数)」を所定時間外労働(=授業に付随する準備や評価を行った時間)に適用して賃金を支払うことに何の問題もありません。

豊中市教委の皆さん、非常勤講師の「制度」や「賃金体系」自体にも問題がありますが、あなた方が法律を理解していないことがさらに問題なんです。渡邊静雄(豊中支部)

2016年度 定期交渉 長時間勤務に講師の未配置、職場の労働強化 府に責任を追及

11月29日、大阪府教育庁と組合は定期交渉を行いました。今年度の重点項目としてあげた要求事項について、交渉内容の抜粋を報告します。

ノークラブデーに具体的施策なし
時間外労働の廃止について、11月18日の教育長会見で「ノークラブデー」、「一斉退庁日」の方針を表明した件に関して、具体的な施策について組合は追及しました。しかしながら、教育庁は「調整している段階であり、交渉時にはそれがどのような形で現場においてくるのかについて未定である」としました。そもそも、超勤4項目に基づかないため時間外労働ではないとしている教育庁の部活動に対する見解と学校現場で「全員顧問制」という言葉がはびこっている認識には大きな隔たりがあります。結局、「ノークラブデー」、「一斉退庁日」の通知には具



体的施策がなく、「業務を見直す契機」として欲しいと、教職員の心構えの問題にすり替えられています。全国的にも議論が起きている部活動のブラック労働について今後もその責任を追及していきます。

カーテンを洗って、蛍光灯も自分で変える？

技術職員等の配置を国基準に合わせ削減し、業務のアウトソーシング化を図るという教育庁の方針に対して、約20年前にアウトソーシング化が行われた府下の中学校組合員から問題が報告されました。

アウトソーシング化が進んだ現場では、委託業務の内容が曖昧になり、教室のカーテンの洗濯、修繕、ペンキ塗り、机の廃棄、搬入などあらゆる業務が教員の負担になっています。改めて仕様書を確認したところ、これらは契約内容に含まれているにもかかわらず、それらが周知される状況がなかったために生じた事態です。教育庁は、「府立学校において現在行われているモデル事業においては事務経由で発注書を出しているため問題は発生していない」としていますが、曖昧にならないよう注意が必要です。

再任用病休代替は市町村では遅れるのか

昨年度も交渉した再任用病休代替の配置が市町村において速やかに行われていない実

態について教育庁の責任を追及しました。吹田市では約6ヶ月が経過した時点でやっと病休代替として非常勤講師が配置されました。6ヶ月もの間、当該学校の教職員は授業を肩代わりせざるを得ず、生徒たちは本来受けるべき教育条件が低下したのです。定数内である再任用教員に欠員が生じればその代替は条件なく配置されるべきなのに、教育庁は「必要に応じての配置」を繰り返して、その必要性を十分に訴えていない市教委に問題があるかのような回答を繰り返しました。府立学校では代替配置に遅滞がないにも関わらずです。

教育庁は6ヶ月もの間、代替配置が放置された問題について、内部で確認を行うと組合に回答せざるを得ませんでした。 酒井さとえ(書記長)

当面の日程

- 12月29・30日(木・金) 11時~ JAL争議団年末情宣行動 大阪空港駅前
 - 1月7日(土) 13~15時 新春なんば行動 なんば高島屋前
 - 1月12日(木) 18時半~ 大阪全労協旗びらき P L P 会館
 - 1月13日(金) 18時半~ 教育合同旗びらき 組合事務所
 - 1月26日(木) 14時半~ 大阪高裁
- 「君が代」不起立減給処分取消訴訟第1回控訴審

大阪市教委 講師に対するヒアリング実施を明言！

12月6日に大阪市教委と人事異動交渉を行いました。交渉の場において組合が追及したことは、主に次の3点です。
校長の恣意的な人事を許さないこと
講師に対してヒアリングを行うこと
希望転任制度(F A制度)及び教員公募制度を廃止すること
大阪市では異動対象者の中から異動候補者を校長が選ぶことになっています。その明確な基準はありません。通常は対象者と校長が話し合い(ヒアリング)、本人が納得した上で異動します。
市教委は講師についても異動希望の有無にかかわらず、ヒアリングを行うように校長に指示しています。しかしほとんどの校長が行っていません。組合はその実態を明らかにし、市教委を追及しました。
担当者は「そのような事実があることは非常に残念であ

る。15日に行う校長説明会で強く指導する」と回答しました。ヒアリングを行わない校長がいれば、それは明確な職務遂行違反です。市教委は処分すべきです。
一方、2015年度の異動者数は小・中で882名でした。そのうち、希望転任制度で異動したのが30名、教員公募制度が18名でした。割合はわずか5.4%です。この数字から見ても、すでにこの制度は破たんしています。さらに希望転任制度に至っては11年間も「試行実施」なのです。本格実施できない理由を市教委は説明できませんでした。
これからも本人希望を尊重した人事異動が行われるように、市教委を追及していきます。

澤村幸雄(大阪支部)

沖繩に基地はいらない！ 12・10大阪総がかり行動

沖繩に基地はいらない！

12月10日、「沖繩に基地はいらない 沖繩県民の民意尊重、基地の押し付け撤回を おおさか総がかり集会」が開催され、扇町公園に約4千人が集結しました。会場では、沖繩県選出・伊波洋一参議院議員をはじめ4野党代表のアピールなどが行われ、最後に全員で「沖繩に基地NO！」

「大阪府警は沖繩から去れ」と書かれたプラカードを掲げ、二手に分かれてデモに出発しました。辺野古の新基地建設を巡る違法確認訴訟は、12月12日、最高裁が弁論を開かぬまま、県側敗訴の判決を出しました。高江のヘリパッド工事も強行し、国は12月22日に北部訓練場の返還を予定しています。
大阪全労協では、12月18日から高江に派遣団を送り、現地の行動に参加します。沖繩の民意を一顧だにせず、抗議する人々を弾圧し、工事を強行する政府のなりふり構わぬやり方に、私たちも沖繩の人々と共に立ち上がり、抗議の声をあげましょう。私たちの行動が問われています。大橋裕子(執行委員長)



バブルの産物「夢洲」 バブルは破れたが、まだ夢から醒めない人たち それは他人の欲望を食い物にして儲けようとする人たちだ I R が招致され大阪万博が開催されたとしても、いつか必ず起こる南海トラフ地震で夢は破れる そのツケは一体誰が払うのか？